

大地震発生



▲鳥越地内



▲脇野町地内



▶国道352号線の歩道(氣比宮)

広報みしま11月号 vol.440

発行/三島町役場 [代表:遠藤鐵四郎]
 編集/総務課(庶務係)
 〒940-2392 新潟県三島郡三島町大字上岩井1261-1
 TEL 0258-42-2221 FAX 0258-42-2154
 http://www.town.mishima.niigata.jp/
 E-mail syomu@town.mishima.niigata.jp
 印刷/あかつき印刷株式会社

ダイヤル案内 ガス企業団 ☎42-2671
 水道企業団 ☎72-2259
 みしま中央会館 ☎42-2222
 与板郷消防署(斎場) ☎72-2572
 みしま交流センター ☎42-2223
 三島町体育館 ☎42-2756

今月号の「となりの逸品探訪」はお休みさせていただきます

CALENDER



くらしのサロン

月	日	曜日	行事	場所	時間
11	29	月	生きがい講座・料理講座	保健センター	13:30~
	30	火	下水道使用料口座振替日		
12	1	水	女性セミナー「安心のセカンドライフを」	みしま交流センター	13:30~15:00
	3	金	お気軽だれでもパソコン相談室	みしま交流センター	9:00~12:00
	4	土	ウィークエンド夢事業・クリスマスケーキづくり	脇野町小学校	9:00~12:00
	6	月	生きがい講座・社交ダンス	みしま交流センター	9:00~12:00
	6	月	生きがい講座・民謡講座	みしま交流センター	13:00~
	6	月	ふるさと講座・三島人物史・その1	みしま交流センター	13:30~15:00
	7	火	お気軽だれでもパソコン相談室	みしま交流センター	昼の部9:00~12:00 夜の部19:00~21:00
	8	水	生きがい講座・手芸講座	みしま交流センター	13:00~
	9	木	特設人権相談所	みしま中央会館	10:00~15:00
	9	木	生きがい講座・民謡講座	みしま交流センター	13:00~
	10	金	お気軽だれでもパソコン相談室	みしま交流センター	9:00~12:00
	10	金	生きがい講座・習字	みしま交流センター	13:30~
	11	土	年末の交通事故防止運動(〜31日)		
	14	火	お気軽だれでもパソコン相談室	みしま交流センター	9:00~12:00
	15	水	女性セミナー・女性ドライバー再確認	みしま交流センター	13:00~15:00
	16	木	生きがい講座・焼物講座	陶友庵	13:30~
	16	木	生きがい講座・料理講座	保健センター	9:00~16:00
	17	金	お気軽だれでもパソコン相談室	みしま交流センター	9:00~12:00
	17	金	生きがい講座・習字	みしま交流センター	13:30~

介護予防

月	日	曜日	行事	場所	時間
11	30	火	いきいき広場	デイサービスセンター2階	9:00~15:00
12	1	水	逆谷 ほたるの会	逆谷集落センター	9:00~
	6	月	上条 つくし会	上条公民館	9:00~
	7	火	いきいき広場	デイサービスセンター2階	9:00~15:00
	8	水	蓮花寺 ひまわり会	蓮花寺集落センター	9:00~
	8	水	中条 みどりの会	中条親林館	9:00~
	10	金	下河根川 さつき会	下河根川集落センター	9:00~
	10	金	大野 わかば会	大野寿荘	9:00~
	12	日	上岩井 ふれあい会	上岩井センター	9:00~
	14	火	鳥越 いきいき教室	鳥越南集会所	9:00~
	14	火	いきいき広場	デイサービスセンター2階	9:00~15:00
	15	水	脇野町 花好き会	脇野町公民館	9:00~
	16	木	藤宮 藤宮会	藤宮集落センター	9:00~
	17	金	瓜生 くつろぎ会	瓜生集落センター	9:00~

保健

月	日	曜日	行事	場所	時間
12	1	水	育児相談	保健センター	9:30~11:30
	1	水	1歳6か月児健診	保健センター	受付 13:15~13:40
	1	水	3歳児健診	保健センター	受付 13:15~13:40
	3	金	予防接種ポリオ	保健センター	受付13:45~14:30
	7	火	乳児相談	保健センター	受付9:00~9:20
	9	木	ひよこクラブ	みしま中央会館	9:30~11:00
	9	木	献血	保健センター	10:00~12:00/13:00~16:00
	15	水	乳児健診	保健センター	受付13:15~13:30
	16	木	にこにこクラブ	みしま中央会館	9:30~11:00

11月1日現在

人口 7,453人(-8)
 世帯数 2,117世帯(±0)
 男 3,561人(-2)
 女 3,892人(-6)

日曜・祝日当番医

電話で確認してから受診してください

月	日	曜日	内科・外科	歯科
11	28	日	長岡赤十字病院 TEL28-3600	休日急患歯科診療所 場所:長岡健康センター
12	5	日	長岡中央総合病院 TEL35-3700	受付時間 9:00~11:30
	12	日	立川総合病院 TEL33-3111	13:00~15:30

広報みしま

11

平成16年・2004年
vol.440

10月号訂正
 (正) 方言 ごんぼのは
 (誤) 方言 でんぼのは
 訂正してお詫び申し上げます

撮影日 一九九〇年一月二日
 場所 鳥越字別当山
 (写真・文 奈良場正一)



「蔓梅擬」は、つる状に茂り葉が梅の葉に似ることによる。
 用いられる。
 枝ごと生花の花材やリースに
 ツルウメモドキ(ニシキギ科)
 方言 うめもどき
 山地の林縁に生える落葉つる植物。花期は五月から六月ころ、小さな黄緑色の目立たない花をつける。雄株と雌株があり、雌株は果実を結ぶ。この木が注目されるのは、秋も深まり落葉した枝に付いた果実が黄色く熟し、三つに割れたなかに、橙赤色の仮種皮に包まれた種子がのぞくところである。

みしまの植物 ⑤6



三島町では震度6弱を観測

新潟県中越地震

10月23日、午後5時56分、大地震が中越地方を襲い、当町では震度6弱を観測しました。町では災害対策本部を設置。その後も立て続けに大きな余震が発生し、町全域に避難指示が発令され、この日ほとんどの方が、公園や駐車場、車の中で、寒い夜を過ごされました。

翌朝、避難指示は解除されたものの、散乱した家の中や、道路の陥没や亀裂など被害の大きさが目立ったほか、特に、水道・電気・ガスのライフラインにいたっては、すべてが寸断されており、食料も十分になく、生活に不便をきたしました。こうした状況を踏まえ、さらなる余震の恐れから、町では三か所避難所を開設しました。

10月27日、再び震度5強の余震が発生し、脇野町の長照寺さんと日出神社の石垣が崩壊の恐れがあることから、付近の19世帯に避難勧告が発令されました。この日の避難所での避難者数は最大となり、529人に上りました。

その後、石垣には土嚢(どんご)トンパック)設置などによる応急処置がな



▲日出神社
鳥居や灯籠などが倒壊。石垣の斜面側に立っていた桜の木は、危険防止のため切られた。

され、余震活動も徐々に落ち着いてきていることから、11月12日、避難勧告を解除し、避難所も閉鎖されました。

地震発生から一か月が経った今でも、地震におびえる不安な日々が続いており、今後も引き続き警戒が必要です。一日も早く安心して生活できる日が望まれます。

町では全力で被災か所の早急な復旧と被災者への支援に、全力で取り組んでおりますので、町民の皆さま方のご理解とご協力をよろしくお願いたします。

被災者住宅応急修理制度

応急修理制度の概要

災害によって住家被害を受け、その破損か所に手を加えれば日常生活を営むことができるような場合に、町が被災者に代わって必要最小限の補修を行い、被災者を保護しようとするものです。

対象世帯

- 次のすべてに該当する方(世帯)
- ①半壊・大規模半壊の被害を受けた世帯。
 - ②応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなるの見込まれる世帯。
 - ③応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む)を利用しない世帯。

支援額及び内容

1. 支援額 下表のとおりです
2. 対象となる応急修理の内容
 - ①屋根、柱、床、外壁、基礎等(原則として内壁修理は対象外)
 - ②ドア、窓等の開口部
 - ③上下水道、電気、ガス等の配管、配線
 - ④衛生設備

問い合わせ先

三島町住宅相談窓口 役場企画課
TEL 42 1 2 2 2 1 内線 3 2 2

被災者生活再建支援金制度

支給金制度の概要

災害によりその生活基盤となる住家等に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な方に支援金を支給するものです。

支給となる対象

- ①災害で住宅が全壊した世帯。
- ②災害で住宅が半壊した世帯で、やむを得ない理由でその住宅を解体した世帯。
- ③災害で住宅が半壊した世帯で、大規模な補修を行わなければならない住宅に居住することが困難である大規模半壊世帯。
- ④災害で住宅が半壊した世帯。(一部損壊は対象外)

支給の金額及び内容

1. 支給金額 下表のとおりです。
2. 対象となる支給金の内容 (それぞれ被災の程度等により異なります。)
- ①通常又は特別な事情によ

被害状況

【人的被害】(人)		
死者・行方不明者	0	
重傷	1	
軽傷	5	
【住家被害】(棟)		
全壊	0	
大規模半壊	1	
半壊	18	
一部損壊	1,204	
【非住家被害】(棟)		
公共施設	9	
その他	354	
【その他】(か所)		
道路	228	
河川	6	
がけ崩れ等	2	

※11月22日現在

不便な生活！
多くの方が避難所での不便な生活を余儀なくさせられました。特にライフラインが復旧しない中での食事や入浴には不便をきたしました。



無料で診断！
県外から多くの救護班が駆けつけ、東大病院の診療所がみしま中央会館に開設されたほか、各地区へ巡回しての診療も行われました。診療は無料で行われ、寒い中で風

邪をひいた方への診断や、長引く余震に不安を抱えて眠れない方への心のケアなど、多くの方が受診されました。

被災住宅相談会
11月13日から15日の3日間、地震による住宅等に被害を受けた方を対象に、住宅相談所が開設されました。

相談員には、県建築士会や日本建築家協会から協力をいただき、被災住宅の補修方法について具体的なアドバイスをもらいました。

また、国県の支援制度や融資、金の減免などの相談も同時に設けられ、3日間で63名の相談がありました。



生活再建支援制度の支援金額

世帯の年収・基準等	被害程度		全壊	大規模半壊	半壊
	被 害 程 度	支 援 策			
世帯収入が500万円以下	応急修理制度	世帯区分なし		160	110
	生活再建支援	複数世帯	400	200	50
単数世帯		300	150	37.5	
世帯収入が500万円超え 700万円以下で「世帯主が45歳以上又は要援護世帯」	応急修理制度	世帯区分なし		160	110
	生活再建支援	複数世帯	200	100	50
単数世帯		150	75	37.5	
世帯収入が700万円超え 800万円以下で「世帯主が60歳以上又は要援護世帯」	応急修理制度	世帯区分なし		160	110
	生活再建支援	複数世帯	200	100	50
単数世帯		150	75	37.5	
上記以外	応急修理制度				
	生活再建支援	複数世帯	100	50	50
単数世帯		75	37.5	37.5	

※ 生活再建支援欄の複数世帯は2人以上の世帯、単数世帯は1人の世帯です。
※ 要援護世帯：心身喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1・2級の身体障害者などを含む世帯

災害援護資金貸付制度

貸付制度の概要

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し資金として、貸し付けるものです。

貸付となる対象

貸付対象者の住居が全壊や半壊、滅失又は流失などの損害を受け、あるいは、家財の被害金額がその価格のおおむね1/3以上の損害を受けた世帯で、平成15年の世帯全員の所得が右表の額以内の世帯が対象です。

世帯員数	所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	730万円+ (世帯員数-4人)×30万円

世帯員の人数等により異なります。※特別事情とは、被災した住居を建て直す際に、残った部分を取り壊さざるを得ない場合などです。

保証人

原則として、三島町内に居住している人1名の保証人が必要です。(保証人となった方はこの制度による借入をすることはできません。)

手続き・問い合わせ先

①所定の申請書により手続きが必要です。

②生活に必要な物品や家財の購入等の経費については、災害により廃棄、修理、購入したのものについて、領収書や金額等を保管や控えをあらかじめお願ひいたします。

③問い合わせ先

住民福祉課福祉係
TEL 42-2221 内線232

貸付限度額

下表のとおりです。被災の程度、

償還期間
10年(据え置き期間の3年間終了後、7年間で償還する。)

貸付利率 3%

貸付金の使途 家財の購入費等

新潟県中越地震に係る 中小企業特別相談 窓口の開設について

関東経済産業局や新潟県産業労働部では、この度の新潟県中越地震で被災された中小企業者に対して、相談窓口を設けております。詳しくは次の連絡先までお問い合わせください。

「中小企業震災復興相談窓口」

▼期間 11月3日(水)から当分の間

▼時間 午前9時～午後5時

(土、日、休日を含む)

▼内容

資金調達など金融関係、下請取引など受発注関係、機械や設備のメンテナンス関係、その他支援策

▼会場及び問い合わせ先

長岡商工会議所2階(長岡市坂之上町2-1-1)

TEL 012019711290

世帯員の人数等により異なります。※特別事情とは、被災した住居を建て直す際に、残った部分を取り壊さざるを得ない場合などです。

被害の程度	限度額	
家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円	
住居が半壊した場合	※特別事情なし	170万円
	※特別事情あり	250万円
住居が全壊した場合	※特別事情なし	250万円
	※特別事情あり	350万円
住居全体が滅失した場合	350万円	

日本学生支援機構 奨学金

「緊急採用制度」

日本学生支援機構では、地震・台風などの災害や会社の倒産、失業などによって、家計が急変し、緊急に奨学金が必要になった学生・生徒を支援するため、奨学金の緊急採用(第一種奨学金・無利息)・応急採用(第二種奨学金)・在学中は無利息、卒業後は3%を上限とする利息付)制度を設け、奨学金の申し込みを随時受け付けています。

今回の新潟県中越地震での被災等により、家計が急変し、緊急に奨学金が必要になった場合は、該当事務所の申し込みを受け付けていますので、在学している学校に相談してください。

詳細についてはホームページ
(<http://www.jasso.go.jp>)をご覧ください。

▼問い合わせ先

独立行政法人日本学生支援機構
TEL 031326914261

災害に関する 国税の特例措置

災害に関連し国税の特例措置として、次のような制度を設けています。

申告等の期限の延長

納税地が三島町にある方は、10月23日以降期限が到来する国税の申告等の納期限が延長されています。延長後の期限については、今後決められます。

税の軽減

「所得税法」に定める雑損控除か「災害減免法」に定める軽減免除を受けるか、どちらか有利な方を選択することになりますが、確定申告をする必要があります。

納税の猶予

災害などにより相当の損失を受けた場合、税務署長に申請することによって納税の猶予を受けることができます。

▼問い合わせ先

長岡税務署
・管理・徴収部門(納付相談・滞納整理など)
TEL 3512076
・個人課税第一部門(申告所得税・個人の消費税など)
TEL 3518509
・資産課税部門(相続税、贈与)

災害に関する 県税の特例措置

災害に遭われた方々に対する県税の特例措置として、「申告等の期限延長」、「減免」、「納税の猶予」の制度を設けています。

なお、自動車税は抹消登録(廃車)を行った場合に一部が還付されます。

▼問い合わせ先

長岡地域振興局県税部
TEL 3812504

節水にご協力を

下水処理の機能が低下しておりますので、各家庭での節水にご協力いただくとともに、今後漏水修理等を行う場合は皆さまのご理解・

ご協力をお願いいたします。

▼建設課工務係
TEL 4212221 内線216

義援金の受け入れについて

新潟県中越地震で被災された方に対し、お見舞いとして寄せられる義援金を受け入れています。

【郵便振替】

※全国の郵便局の窓口で振り込みされる場合は、手数料が無料になります。

口座名義	口座番号	受付期間
三島町「新潟県中越地震」義援金	00540-2-1515	10月25日(月)～ 12月30日(木)

【現金書留】

※全国の郵便局の窓口でお申し出いただくと送金料は無料になります。

送付先	受付期間
三島町災害対策本部(三島町役場内) 〒940-2392 新潟県三島郡三島町大字上岩井1261番地1	10月28日(木)～ 12月27日(月)

【現金】

※窓口でお申し出いただくと、領収書の発行をいたします。

受入先	受付期間
三島町役場内 収入役室 TEL0258-42-2221(代表) 〒940-2392 新潟県三島郡三島町大字上岩井1261番地1	10月25日(月)～





「中越地震」被災者のための 震災特設行政相談所のお知らせ

総務省新潟行政評価事務所は、「平成16年新潟県中越地震」被災者に対する支援策の一環として、同事務所内に、「震災特設行政相談所」を開設し、被災者からの各種の相談、問い合わせ等に対応する場を設けています。

国の行政機関や特殊法人等における被災者に対する支援策などについて、「どんなものがあるのか知りたい」、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」、「こうしてほしい」などなんでもお受けします。

— 秘密厳守・無料 —

1 利用方法

- ① でんわ : **0120-844110** (震災行政相談専用フリーダイヤル)
おこまりなら まるまる くじょーひやくとおばん
0570-090110 (常設の行政相談専用電話、要通話料)
- ② FAX : 025-224-5839
- ③ インターネット : <http://www.soumu.go.jp/hyouka/tizu.htm>
- ④ 電子メール : 110niigata@soumu.go.jp
- ⑤ 「お手紙でどうぞ 行政困りごと相談」
普通郵便局に用意している相談申出用紙・封筒をご利用ください。
- ⑥ 窓 口 : 総務省 新潟行政評価事務所内 震災特設行政相談所
新潟市西大町5191番地 新潟地方合同庁舎3階

2 期 間

平成16年10月28日から2ヶ月間程度を予定(土・日曜日、祝日も開設)
受付時間 8時30分 ~ 17時00分 (この時間以外は、留守番電話による対応)

3 相談の内容

思いがけない震災でお困りになっていることがありましたらなんでも相談してください。

例えば

- 被災者生活支援再建支援金の申請方法はどうか。
- 免許証の更新、車検の延長手続きはどうか。
- 失業保険を受給したいが、どう手続きをとればいいのか。
- 税の減免についての手続きの仕方はどうか。
- 自宅の権利証、健康保険証、年金証書などを紛失した、どうすればいいのか。
- 建物の滅失登記の仕方、また、滅失登記をしなかったらどうなるのか。
- 住宅金融公庫の融資基準は、また、既存ローンの返済猶予措置などはあるのか。

・・・など

直接お答えできない場合は、関係する窓口の連絡先などをお知らせします。



見舞金、物資等のご支援 大変ありがとうございました

県内外の多くの皆さまから見舞金、物資等のご支援をいただきました。食料・物資については被災者の方々に配給させていただいたほか、他市町村の被災地へ届けさせていただきました。

また、見舞金については、災害か所の復旧費に充当させていただきます。

【食料・物資】

- ミシマデリカ株式会社様
- 柳醸造株式会社様
- 結城 伸泰様(栃木県)
- 三國コカコーラボトリングKK様
- 晃工業株式会社様
- スプリームマスターハイ群馬センター様
- 長野県様
- 越後交通工業株式会社様
- 荒木 育生様(東京都)
- 松下電器産業株式会社様
- 大槻美陽・美海様(上越市)
- 北陸電々株式会社様
- 小泉 幸子様(福井県)
- 株式会社杉本商会様
- 栗野貴久・真理様(東京都)
- 越後交通工業株式会社様
- 株式会社伊藤園様
- 本田技研工業株式会社様

- 長岡市薬剤師会様
- 日本生命保険相互会社様
- J A越後さんとう農業協同組合様
- 渡部ゆう子様(広島県)
- 株式会社岩田組様
- 全国青色申告会総連合会様
- 五戸 珠様(青森)
- 新潟県米養士会様
- 新潟いすづモータ株式会社様
- 新潟県様
- 大塚製薬株式会社様
- 株式会社カネカ様
- David Rosenfeld様(大阪府)
- 株式会社文化放送様
- 株式会社ニッセン様
- 松浦 ともこ様(静岡県)
- 長岡地域振興局様
- 有限会社豊自動車交通様
- 山本 晴善様(長野県)
- 男鹿市様
- 神奈川県様
- 神奈川県横浜市様
- 川崎市様
- 横須賀市様
- 鎌倉市様
- 藤沢市様
- 茅ヶ崎市様
- 逗子市様
- 相模原市様
- 秦野市様

- 神奈川県厚木市様
- 大和市様
- 海老名市様
- 葉山町様
- 中井町様
- 大井町様
- 松田町様
- 箱根町様
- 真鶴町様
- 清川村様
- 城山町様
- 津久井町様
- 相模湖町様
- 花王販売株式会社様
- 千葉県流山市様
- 株式会社陸化学様
- 株式会社トップランド開発事業本部様
- エスエス製薬株式会社様
- 河内屋酒販株式会社様
- 丸石製薬株式会社様
- 有限会社タルパトヨー住器様
- P & G 様
- 株式会社間口P A 様
- 深江長坂医院一同様
- 第一生命様
- 三洋電機ロジスティクス株式会社様
- 杉山 弘信様(千葉県)
- 小島 雅代様(滋賀県)
- 小沢 茂子様(神奈川県)
- 室蘭工業大学学校祭実行委員会様
- 川本産業株式会社様
- 日本赤十字新潟県支部様
- コンビ株式会社様
- 白石薬品株式会社様
- 柴田 澄子様(愛知県)
- 日之出水道機器株式会社様

上山 恵子様(大阪府)
FMながおか様
松岡商店様

【救護等のご協力】

- 長野県様
- 東大医療チーム様
- 静岡県保健師様
- 県こころケア様
- 県立病院看護師様
- 長岡地域振興局保健師様
- 与板町様
- 聖籠町様
- 村上市様
- 村松町様
- 山北町様
- 朝日村様
- 新潟市様
- 中条町様
- 燕市様
- 阿賀野市様
- 新発田市様

【見舞金】

- 首都圏みしま会 会長 草分功二様
- 第四銀行様
- 北越銀行様
- 米持 昭次様(新保)
- 山形県上市市様
- 第一法規株式会社様
- 東北電力株式会社様
- 立正佼成会様
- 富士ゼロックスシステムサービス株式会社様

※11月16日までにご協力いただいた方を記載。(順不同)

町職員の給与

町職員の給与を公表します

平成16年4月1日現在

町職員の給与を知っていただくため、概要を公表します。
これは、町職員の給与がみなさんの税金の一部によりまかなわれていることから、その実態を公表し、町政に対するより一層のご理解とご協力をいただくために実施するものです。
なお、ここに記載する給与などは、すべて税金や保険料などを差し引く前の額で、いわゆる「手取り」ではありません。

9. 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成15年	平成16年		
一般行政	議会	2	2	
	総務	19	20	1
	税務	5	4	△1
	農林	6	6	
	商工	1	1	
	土木	4	4	
	民生	20	20	
衛生	3	3		
計	60	60	0	
特別行政	教育	13	12	△1
	小計	13	12	△1
公営企業等	下水道	2	2	
	その他	4	4	
	小計	6	6	0
総合計	79	78	△1	

(注)職員数は一般職に属する職員数であり教育長を含み臨時又は非常勤職員を除いています。

6. 職員手当の状況

区分	三島町	国
期末手当 勤勉手当	◆支給割合 期末手当/勤勉手当 6月期 1.40月分/0.70月分 12月期 1.60月分/0.70月分 計 3.00月分/1.40月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置有	同じ
扶養手当	配偶者 13,500円 配偶者以外の扶養親族2人まで 1人につき 6,000円 配偶者以外の扶養親族3人目から 1人につき 5,000円 扶養親族でない配偶者がある場合は扶養親族のうち1人のみ 6,500円 配偶者のない職員は扶養親族のうち1人のみ 11,000円 満16歳年度から満22歳年度末までの間にある子(特定期間という) 1人につき 5,000円加算	同じ
住居手当	◆借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し負担している家賃の額に応じて最高27,000円まで支給 ◆持家居住者 ただし、住宅を新築・購入の場合 5年間 2,500円	同じ
通勤手当	◆交通機関等利用者 負担している運賃の額に応じて最高50,000円まで支給 ◆交通用具(自動車等)使用者 片道の使用距離に応じて2,000円(2km以上5km未満)から最高24,500円(60km以上)まで支給	同じ
退職手当	支給率 自己都合 奨励・定年 勤続20年 21.0月分 28.0875月分 勤続25年 33.75月分 43.335月分 勤続35年 47.5月分 60.99月分 最高限度額 60.0月分 60.99月分 その他加算措置 *定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) *退職時特別昇給 20年以上勤続1号給 定年勤奨 1号給	同じ

原則1号俸加算

10. 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

(各年4月1日現在)

区分	平成12年計画前年	平成13年1年目	平成14年2年目	平成15年3年目	平成16年4年目	(参考)数値目標
	一般行政		3	5	5	3
増員		3	5	5	3	
差引		0	0	0	0	
職員数	60	60	60	60	60	60
特別行政		1	1	1	1	
増員			2	1	0	
差引		△1	1	0	△1	
職員数	12	11	12	12	11	12
公営企業等		1				
増員		3				
差引		2				
職員数	4	6	6	6	6	6
合計		5	6	6	4	
増員		6	7	6	3	
差引		1	1	0	△1	
職員数	76	77	78	78	77	78

(注)教育長は除く。

7. 昇給期間短縮の状況

職員数(A)	平成14年度	平成15年度
	77人	77人
普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	13人	8人
比率(B/A)	16.9%	10.4%

8. 特別職の報酬等の状況

(平成16年4月1日現在)

区分	月額	期末手当
町長	734,000	◆支給割合 6月期 1.60月分 12月期 1.70月分 計 3.30月分
助役	588,000	
収入役	557,000	
教育長	514,000	
議長	267,000	
副議長	201,000	
議員	187,000	

1. 平成15年度人件費の状況(普通会計決算)

住基台帳人口(H16.3.31)	歳出・額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	【参考】平成14年度の人件費率
7,442人	3,825,576千円	235,519千円	608,150千円	15.9%	19.1%

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬等が含まれます。

2. 平成16年度職員給与等の状況(普通会計予算)

職員数(A)	給与等				一人あたり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
76人	260,987千円	38,271千円	101,496千円	400,754千円	5,273千円

(注)給与費は当初予算に計上された額です。
(注)職員手当には退職手当は含まれていません。

3. 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成16年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
三島町	266,068円	34.0歳	269,033円	48.3歳
新潟県	360,114円	42.8歳	339,436円	45.8歳

(注)一般行政職は税務職、福祉職等を除く。

4. 職員の初任給の状況

(平成16年4月1日現在)

区分	三島町		国		新潟県		
	初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額	
一般行政職	大学卒	170,700円	184,400円	170,700円	184,400円	175,626円(177,400円)	188,298円(190,200円)
	高校卒	138,800円	148,500円	138,800円	148,500円	141,867円(143,300円)	152,757円(154,300円)
技能労務職	高校卒	136,000円	145,500円	136,000円	145,500円	139,293円(140,700円)	149,985円(151,500円)

(注)初任給は卒業後直ちに採用された場合の月額です。
新潟県の()内は、給与削減前の額です。

5. 一般行政職の級別職員数の状況

(平成16年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補	主事	主事	主査	係長・主査	課長補佐・参事	課長	課長	-
職員数	0人	14人	12人	3人	11人	1人	7人	0人	48人
構成比	0.0%	29.1%	25.0%	6.3%	22.9%	2.1%	14.6%	0.0%	100%

(注)三島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。(税務職・福祉職等を除く)

平成16年 優秀運転者 県連名表彰の 申請募集

優秀運転者の表彰を行います。
無事故・無違反の運転者からの、
多数の申請をお待ちしております。

▼表彰の種類
10年・20年・30年・40年・50年
表彰

▼表彰対象者の資格要件
。現に交通安全協会会員であるこ
と。

。無事故・無違反であること。
(ただし、過去10年以内に
軽微な違反点数3点以下の
事故・違反について1回に限
り、無事故・無違反とみなし
ます)

▼申請の締め切り
12月13日(月)までに各支部交
通安全理事へ

▼その他
。表彰申請書は各支部交通安全
理事からもらってください。
。申請に当たっては、表彰申請
書に必要事項を記載の上、運
転免許証のコピー、「運転記
録証明書」及びSDカード

裏面の「無事故・無違反の証」
の写しを添付してください。
添付できない場合は、申請書
用紙の下欄の委任状について
も記載してください。
。表彰は来年度の交通安全大会
の中でを行います。

▼問い合わせ先
三島町交通安全協会事務局
(役場総務課庶務係内)
TEL 42-2221 内線314

農業所得の 申告準備は お早めに!

今年も、農業所得の申告時期が
近づいてきました。申告の準備を
よろしく願っています。

●平成15年分農業収入300万円
以上の農家の皆さまへ

平成16年分申告から、収支計算
方式で申告していただくことにな
ります。今まで経費目安割合方式
を選択されていた方々におかれま
しては、申告方法が変わりますの
で、早めの準備をよろしく願
い申し上げます。

●全ての農家の皆さまへ
平成18年分申告(平成19年2、3
月)からは、全て収支計算方式の
みでの申告になります。早目の準
備、切り替えをお願い申し上げま
す。

●災害の被害に遭われた農家の皆
さまへ

今年の災害により、農業に関
して被害に遭われた農家の皆さま
で、今まで経費目安割合方式で申
告されていた方々におかれまして
は、経費目安割合方式では、災害
復旧に関わる経費は算入できませ
ん。収支計算方式では、問題なく
算入できますので、収支計算方式
への切り替えをお勧めいたします。

●経費目安割合方式を選択される
農家の皆さまへ

今年分から「農業所得のお知ら
せ」が無くなります。補助金等の
金額の把握を、より一層お願いい
たします。その他、収入金額・経
費等の把握方法、作成する書類等
は、今までとほとんど同じです。

「収入金額のおたずね」を作成し、
申告相談当日に相談会場にお持ち
いただき、農業所得の申告をして
いただくこととなります。

▼問い合わせ先
住民福祉課 庶務係
TEL 42-2221 内線253

建設工事、物品の 納入等の入札参加申請 を受け付けます

三島町は、平成17年4月1日を
もって、長岡市と合併します。
長岡市の発注する各種建設工事
や物品等の指名競争入札及び随意
契約の協議に参加するために資
格審査申請が必要です。参加を希
望する事業者は、申請してください。
詳しくは長岡市ホームページ
<http://www.city.nagaoka.nigata.jp>
内の契約検査課のページをご覧ください。

区分	登録年度	申請方法
建設工事 測量・建設コン サルタント等	平成17 18年度	市指定様 式申請書 を郵送又 は持参
物品の販売・ 賃貸・売却・ 製造(印刷)		

▼受付期間

平成16年12月20日(月)～平成
17年2月4日(金)

▼受付時間

午前9時～正午・午後1時～5時

▼問い合わせ先
三島町役場総務課財政係
TEL 42-2221
内線313・315

三島町ケーブルテレビ 設置加入促進事業終了 とケーブルテレビ 加入申し込み相談会 の開催について

昨年度整備いたしましたケーブ
ルテレビ施設につきまして、町か
らの加入費に対する補助金の適用
期限が迫ってきました。

設置加入に対する補助金適用期
限は、12月末日までです(工事完
了日)。

この機会に、三島町補助金をご
利用ください。

加入費 31,500円
町補助金 21,000円

(平成16年12月31日工事完了
まで適応)

自己負担額 10,500円
(参考) 既設住宅、テレビ1台の
設置費用

★補助金有り

加入金 10,500円
引込工事費 21,000円
宅内工事費 21,000円
合計 52,500円
★補助金無し
加入金 31,500円
引込工事費 21,000円
宅内工事費 21,000円
合計 73,500円

生涯学習に関する ご相談について

教育委員会では生涯学習事業の
さらなる推進に向け、皆さまのご

意見やご相談をお待ちしておりま
す。

現在行われている「ふるさと講
座」、七つの「生きがい講座」、「み
しま里山観察の会」、その他生涯
学習について、何でもお気軽にご
相談、お電話、ファックスを承り
ます。

▼相談日
毎週 月、水、金曜日
▼時間
午前9時～午後4時

▼問い合わせ先
教育委員会社会教育係
TEL 42-2221 内線350
FAX 42-13534

ひとり親家庭等 医療費助成事業

ひとり親家庭などの医療費の本
人負担分の一部を助成する制度で
す。

対象となるのは母子・父子家
庭、または父母のいない児童を養
育している人とその児童です。ま
た、父または母が一定以上の重い
障害にある世帯の子どもも対象と

母子・寡婦福祉資 金の貸付金制度

母子家庭及び寡婦の方の生活の
自立を応援するため、県が福祉資
金の貸し付けを行っています。

□ 貸付金の種類
就学支度資金・修業資金・住宅
資金・事業開始資金・事業継続
資金等。

□ 貸付を受けることのできる方

母子家庭の母、父母のいない児童、
寡婦、40歳以上の配偶者のない
女性であって母子家庭の母及び
寡婦以外の方

▼問い合わせ先
住民福祉課 福祉係
TEL 42-2221 内線233

▼問い合わせ先
住民福祉課 福祉係
TEL 42-2221 内線233

シリーズ
介護予防⑦

さつき会（下河根川）
つくし会（上条）

今月号は、「下河根川さつき会」と「上条つくし会」の紹介をします。

下河根川さつき会

平成12年3月の「地域参加



型機能訓練説明会」を経て、4月から「さつき会」を出発させました。最初は4月から12月まででしたが、平成15年度からは参加者の希望で、一年間を通しての開催になりました。町、みしま園、社会福祉協議会等、多方面の皆さまから協力をいただき、少しずつ充実した会になっています。

現在会員は20人で、女性が多いです。ボランティアは5人です。男性参加者も募集していますので、気軽においでください。
内容はほかの地区と同じように、体操・折り紙・ゲームなどです。勝負になると、必死になって汗をかき、がんばったり大笑いしたりしています。時には、昔の唱歌を歌ったりして楽しんでいま



す。この歌声が「美声？」だったのでしょうか。9月28日、みしま中央会館で行われた三古社会福祉大会では、参加者・ボランティアの皆で、歌を発表しました。市町村合併前の最後の年に、「さつき会」としてステージに上がり、大勢の皆さまの前で歌を歌ったことは、一生の思い出となったことでしょう。

お陰さまで参加者の皆さまからは、月1回の「さつき会」を心待ちにしていたくまでになりました。これからもあまり気を張らず、会が末永く続くように、ボランティア一同お手伝いさせていただきます。
（文：下河根川さつき会 ボランティア様）



上条 つくし会

だれもが年をとっても、元気で楽しく過ごしたいと願うものです。町内のあちこちで、お年寄りの楽しみの集まりの場ができていくのを聞いて、上条もあるといいなという声があがり雪が消えて、春一番に、元気よく芽を出す「つくし」のように元気よく過ごしたいということで、平成10年5月「つくし会」は誕生しました。上条公民館を会場に月1回集まっています。現在会員は8名、ボランティア14名です。

内容は、ほかの地区と同じように、健康体操やゲーム、手工芸などです。また、北部保育所のお遊戯会のリハーサルを見学にも行きます。地域の中にある、世代の離れた保育所児との交流はいい刺激になります。
参加者からは、「笑ってワサワサするのがいいの」「ゲームがいい」との声が聞かれます。1対1で競争するのは好まず、一緒にできるものを行っています。

参加者の方は、このように月1回の「つくし会」を、「待ち遠しいのー」と言いながら楽しみにしていただいています。
しかし「つくし会」の悩みは、参加者が増えないことです。平成10年当初の機能訓練（リハビリ）の雰囲気が高く、また開始したいきさつから、公民館に行くのは、体の弱ったときと思われているようです。一度参加していただくわかるのですが、今は、お年寄りの寄り合いの場です。仲間と一緒にいれば人生の楽しみや喜びは何倍にもなります。ボランティアさん



も、参加者の方に少しでも楽しんでもらいたい、という気持ちで待つていらつしゃいます。あなたも公民館を覗いてみませんか。
各地区とも、随時「介護予防・地域支え合い事業」の参加者・ボランティアを募集しています。詳細につきましては、住民福祉課 保健指導係までお問い合わせください。
TEL 42-2222-1
TEL 42-1222-36
内線 236

特設人権相談所
を開設

12月9日（木）
午前10時～午後3時

家庭内のもめごとや、離婚、相続、土地、金銭上のトラブル、近隣のいやがらせなど、人権問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料。秘密は固く守られます。

▼場所
みしま中央会館

▼相談
山田・原人権擁護委員及び新潟県
地方事務局・長岡支局の職員

▼問い合わせ先
住民福祉課受付住民係
TEL 42-2222-1
内線 245



十一月俳句（紅葉吟社）

◎住む人の無くて久しく柿たわわ 桜井 草子

山の柿葉を落しつ、色を増し 棚橋 比呂志

法要の衣柿色や若き僧 稲垣 和江

秋天に恙なき身の手を合わせ 結城 老松

余震来て吾子引き寄する毛布かな 原 遊子

老夫婦のみの住処や石路の花 中村 遊雲

人の名の思い浮かばず夜の長き 丸山 むつ

点滴の落ちる早さや秋暮る、 難波 千代女

柿喰うやピアノの音の澄みわたり 小林 終子

甘柿の梯子は今日も架けておく 安達 南風

子の家に避難二日や雁渡る 大滝 菁風

10月31日(日)、下河根川地内で交通事故が発生し、町内での交通死亡事故ゼロは連続1,154日でストップとなりました。この事故は、自動車が駐車場から国道に出る際、安全確認を怠ったことによる事故で、国道を自動二輪で走行していた方が亡くなりました。周囲の安全確認をしっかりとし、危険を予測しながら運転しましょう。

平成17年 賀詞交換会

町主催の新年賀詞交換会を開催いたします。多数のご参加をお待ちしております。

- 日時 平成17年1月3日(月)
- 会場 みしま中央会館
- 会費 一人2,000円(申込時に納入してください)
- 申込締切日 12月17日(金)
- 問い合わせ先 総務課庶務係 TEL42-2221 内線312

年末の交通事故防止運動

12月11日(土)から31日(金)までの間、年末の交通事故防止運動が実施されます。

- 運動の重点
- ・飲酒運転の追放
飲酒運転をすると、最高で3年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられます。
 - ・高齢者の交通事故防止
高齢になると、人はだれでも視力や聴力が低下してきます。ドライバーの方は、高齢者を見かけたら速度を落とすなど、やさしさと思いやりのある運転を心がけましょう。
 - ・走行中の携帯電話等の使用禁止
自動車や原動機付自転車の走行中に、携帯電話等を手で持って、通話したり、メールの送信等のために画像を注視すると、罰則の対象となります。(5万円以下の罰金)

暮らしと電気安全

避難するときは電気も切って

避難をするときは、必ず電気を切ってから家を離れてください。あわてずに「安全ブレーカー」(契約ブレーカー)を「切」にします。また、ガスの元栓も必ず閉めましょう。避難先から帰宅し、電気を使うときは、その前に安全を確認してからスイッチを入れてください。ガス漏れがあると、スイッチの火花でガス爆発となることや、水に浸かった電気機器で感電することがあります。

このたびの地震では、一瞬にして水も明かりもない生活に変わってしまった、何気なく使っていた水道・電気・ガスの大切さを感じました。それ以上に感じたことは、ライフラインが復旧していない時期に、地区ごとに食料の配給場所を設けパンやおにぎりを配ったときの、人の優しさです。配給を受け取りに来た人たちの「ありがとね。助かります。大変だけど頑張ろうね」という心温まる言葉に、逆に勇気づけられました。ご自身も大変な状況であるにもかかわらず、こうして温かい言葉をかけることができる優しい心こそ、大災害にも負けない強い力であり、大切なものなのかもしれません。(燕)



母子家庭 自立支援教育訓練給付金制度

母子家庭のお母さんの就業教育訓練を支援します。県内の町村にお住まいの母子家庭のお母さんを対象に、就業に結びつく教育訓練講座を受講された際に、費用の四割程度の額を交付する制度があります。是非ご利用ください。

▼問い合わせ先
県福祉保健部児童家庭課 母子福祉係
TEL 025-280-1521
又は、役場住民福祉課福祉係
TEL 42-2221 内線233

「家庭と子どものしあわせのために」児童手当

児童手当は、次代をなう児童の健全育成及び資質の向上に資す

生活・就業相談

「新潟県・新潟市母子家庭等就業・自立センター」が就業や日常生活相談を行っています。母子家庭の母等の職業適性や就業

することを目的に、小学校第3学年終了前(9歳到達後最初の年度末)の児童を養育している方に支給されます。(ただし、所得が一定額以上の場合には支給されません。)出生や転入などで新たに受給要件が生じたときや住所、氏名が変わったとき、又は、受給者が就職や退職して、年金等が変更になった場合は、必ず手続きを行ってください。手続きが遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなることがあります。

▼問い合わせ先
住民福祉課福祉係
TEL 42-2221 内線233



経験に応じた適切な助言や公共職業安定所等と連携して就業情報の提供、あつせんを無料で行います。専門の「就業支援員」が親切に対応いたします。

▼就業相談専用電話
TEL 025-281-15587
(月)金曜 午前9時30分～ 正午・午後1時～4時30分
▼来所
新潟県母子家庭福祉連合会
新潟市上野2-12-12
新潟ユニゾンプラザ3階
(月)金曜 午前9時30分～ 正午・午後1時～4時30分
▼メールアドレス
haha-jitsuu@wood.odn.ne.jp
▼問い合わせ先
住民福祉課福祉係
TEL 42-2221 内線233

自衛隊生徒の募集

防衛庁では次のとおり自衛隊生徒を募集します。

- ▼対象 中学校3年生及び高校1年生までの男子
- ▼受付期間 平成17年1月11日(火)まで
- ▼採用予定人数
陸上自衛隊生徒 約250名
海上自衛隊生徒 約60名
航空自衛隊生徒 約50名
- ▼受験資格 日本国籍を有し、平成17年4月1日現在15歳以上17歳未満(昭和63年4月2日から平成2年4月1日までの間に生まれた者)の男子
- ▼試験日 平成17年1月15日(土)
- ▼採用予定日 平成17年4月上旬
- ▼問い合わせ先 自衛隊柏崎募集事務所
〒945-1082
柏崎市穂波町1-36
TEL 0257-2413000